

令和7年6月25日

内閣総理大臣

石破茂

殿

法人の名称 公益社団法人日本パワーリフティング協会

代表者の氏名 古城 資久

### 事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

#### 記

1. 財産目録

2. 役員等名簿

3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

4. 社員名簿

5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

6. キャッシュ・フロー計算書  
なし

7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）  
第46条第1項第2号に掲げる書類

8. 規則第46条第1項第3号に掲げる書類

9. 規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類

10. 規則第57条第1項第2号に掲げる書類

11. 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書（財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

#### （備考）

6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

## 令和6年度 公益社団法人 日本パワーリフティング協会

## 財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I 資産の部			
1 流動資産			
1.現金	手持有高	運転資金として	0
2.銀行預金			1,204,481
普通預金明細			
楽天銀行（助成金）	楽天銀行	運転資金として	200,669
SMBC（助成金）	三井住友銀行	運転資金として	329,638
姫路信用金庫	姫路信用金庫	運転資金として	83,007
本部	三菱UFJ銀行	運転資金として	520,124
楽天銀行	楽天銀行	運転資金として	71,043
3.当座預金			4,885,415
郵便貯金(当座)			
登録	ゆうちょ銀行	運転資金として	4,885,415
4.その他流動資産			840,750
未収金		R6指導者資格別登録料	840,750
流動資産合計			6,930,646
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	三菱UFJ・品川駅前	公益目的保有財産	21,840,533
基本財産合計			21,840,533
(2)特定資産			
特定資産計			0
(3)その他の固定資産			
什器備品	ラック・バックボード等	公益目的事業・管理運営の用に供している。	14,130,416
減価償却累計額			△ 9,774,984
ソフトウェア	シクミネット	管理運営の用に供している。	75,900
その他の固定資産合計			4,431,332
固定資産合計			26,271,865
資産合計			33,202,511
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金		経費未払い等	50
前受金		会費前受	165,000
預り金		役員・弁護士源泉税	231,148
流動負債合計			396,198
2 固定負債			
固定負債合計			0
負債合計			396,198
正味財産合計			32,806,313

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

## 役員等の名簿

認定法21条第2項第2号等 関係

### 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

### 2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			代表 理事	外部 理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		
コジョウ	モヒサ	古城	資久	非常勤	昭和33年12月23日	男	678-0243	兵庫県	赤穂市若草町33番地
イサガワ	ヒロユキ	伊差川	浩之	非常勤	昭和28年7月22日	男	901-0155	沖縄県	那霸市金城1丁目5番地17
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤	昭和35年7月16日	男	621-0831	京都府	亀岡市篠町森向坂1番地13
タカイ	タカヨシ	高井	隆義	非常勤	昭和37年12月4日	男	770-8003	徳島県	徳島市津田本町五丁目1番23号
テラカド	ヒロユキ	寺門	浩之	非常勤	昭和35年4月23日	男	311-0131	茨城県	那珂市北酒出819番地
セキモト	マサシ	關本	正志	非常勤	昭和37年10月13日	男	406-0026	山梨県	笛吹市石和町中川452番地
タナカ	ショウコ	田中	彰子	非常勤	昭和39年8月6日	女	671-1213	兵庫県	姫路市勝原区宮田232番地8
ハナダ	ヨシユキ	花田	祥之	非常勤	昭和30年4月30日	男	693-0055	島根県	出雲市八島町44番地
サネシマ	ヨシナリ	実島	可斎	非常勤	昭和38年12月10日	男	894-1508	鹿児島県	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地4
スゴウ	モモコ	菅生	桃子	非常勤	平成2年3月6日	女	601-0752	京都府	京都市南丹市美山町長谷滝ノ下24番地
スギモト	コウジ	杉本	好二	非常勤	昭和33年6月22日	男	207-0021	東京都	東大和市立野3丁目1293番地50アルカスマンション613号
エンドウ	ケンタ	遠藤	健太	非常勤	昭和63年5月15日	男	987-0622	宮城県	登米市中田町宝江新井田字新沼崎111番1号
アシザキ	タカシ	芦崎	高志	非常勤	昭和46年10月11日	男	939-0741	富山県	下新川郡朝日町泊360番1号
オノ	タクジ	小野	琢司	非常勤	昭和44年1月24日	男	244-0816	神奈川県	横浜市戸塚区上倉田町2141番1号5072
フクシマ	マサユキ	福島	政幸	非常勤	昭和32年11月25日	男	416-0908	静岡県	富士市柚木24番6号

### 3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			外部 監事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
ツジ	メグム	辻	恵	非常勤	昭和23年6月12日	男	104-0061	東京都中央区銀座7丁目18番13-802号
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤	昭和35年1月27日	男	659-0092	兵庫県芦屋市大原町17番22-401号

### 4. 備考

監事 辻恵の「辻」の字は「一点しんによう」である。
---------------------------

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

## 役員等名簿

### 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤

### 2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
コジョウ	モトヒサ	古城	資久	非常勤	レ
イサガワ	ヒロユキ	伊差川	浩之	非常勤	
ミウラ	シゲノリ	三浦	重則	非常勤	
タカイ	タカヨシ	高井	隆義	非常勤	
テラカド	ヒロユキ	寺門	浩之	非常勤	
セキモト	マサシ	關本	正志	非常勤	
タナカ	ショウコ	田中	彰子	非常勤	
ハナダ	ヨシユキ	花田	祥之	非常勤	
サネシマ	ヨシナリ	実島	可斎	非常勤	
スゴウ	モモコ	菅生	桃子	非常勤	
スギモト	コウジ	杉本	好二	非常勤	
エンドウ	ケンタ	遠藤	健太	非常勤	
アシザキ	タカシ	芦崎	高志	非常勤	
オノ	タクジ	小野	琢司	非常勤	
フクシマ	マサユキ	福島	政幸	非常勤	

### 3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
ツジ	メグム	辻	惠	非常勤
ヤスハラ	トオル	安原	徹	非常勤

## 役員の報酬等及び費用に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第26条の規定に基づいて、役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2条（定義等）

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（交通費、宿泊費を含む）及び通信費等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

### 第3条（報酬等の支給）

- 1 本協会の役員には報酬等は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員の中に本協会の外部から選任した役員で、本協会所属の競技者、審判員、その他パワーリフティング関係者でない者（以下「外部役員」という）がいる場合、当該外部役員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

### 第4条（報酬の額）

前条第2項の規定による外部役員の年間報酬総額は2,400,000円とし、月額は1名50,000円とし、当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」に従い、別途支給する。

### 第5条（報酬の支給日及び支給方法）

- 1 前条に規定する外部役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前の営業日に支払うものとする。
- 2 報酬は、外部役員の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

### 第6条（費用）

- 1 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うことができるものとする。
- 2 費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

## 第7条（公表）

この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## 第8条（協議事項）

この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

### ＜附則＞

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年9月16日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月23日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、令和3年6月11日に改訂し、同日より施行する。

## 2023年度正会員名簿

No.	会員種別	連盟・協会	役 職	氏 名	〒	住 所
1		学識	会長	古城 資久	〒678-0243	兵庫県赤穂市若草町3 3
2		学識	副会長	伊差川浩之	〒901-0155	沖縄県那霸市金城1－5－1 7
3	関係団体代表者	全日本高校	理事長	齋藤 誠一郎	〒321-0343	栃木県宇都宮市田下町886-31
4	関係団体代表者	全日本学生	理事長	河原 美優	〒700-0083	岡山県岡山市北区津島新野1丁目1-32 津島ビーローバーストリートマンション101
5	関係団体代表者	全日本実業団	理事長	杉本 好二	〒207-0021	東京都東大和市立野3-1293-50 アルカスマンション613
6	都道府県代表者	北海道	理事長	菅原 一宣	〒078-8261	北海道旭川市東旭川南1条5丁目6-3
7	都道府県代表者	青森県	会長	太田 勇吉	〒030-0964	青森県青森市南佃2-23-42
8	都道府県代表者	岩手県	理事長	村山 幸教	〒028-4211	岩手郡岩手町川口8-98-5
9	都道府県代表者	宮城県	会長	遠藤 健太	〒987-0622	宮城県登米市中田町宝江新井田字新沼崎111-1
10	都道府県代表者	秋田県	理事長	高橋 誠広	〒018-1512	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
11	都道府県代表者	福島県	理事長	太田 慎也	〒962-0021	福島県須賀川市館取町1 9 9
12	都道府県代表者	茨城県	理事長	寺門 浩之	〒311-0131	茨城県那珂市北酒出819
13	都道府県代表者	栃木県	理事長	荻原 明信	〒321-0912	栃木県宇都宮市石井町2800-157-501
14	都道府県代表者	群馬県	理事長	小幡 諒	〒370-0816	群馬県高崎市常盤町58-1 ウイング高崎202
15	都道府県代表者	埼玉県	理事長	布施 勝	〒354-0034	埼玉県富士見市上沢1-13-49
16	都道府県代表者	千葉県	理事長	加藤 善治	〒299-0111	千葉県市原市姉崎2567-1
17	都道府県代表者	東京都	理事長	荒川 大介	〒136-0033	東京都江東区北砂3－6－1 1 アドバンス北砂5 0 4
18	都道府県代表者	神奈川県	理事長	小野 琢司	〒244-0816	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町2141-1 プライズビル5072
19	都道府県代表者	新潟県	理事長	相馬 満信	〒950-2076	新潟県新潟市西区上新栄町6-4-1
20	都道府県代表者	富山県	理事長	芦崎 高志	〒939-0741	富山県下新川郡朝日町泊3 6 0 - 1
21	都道府県代表者	石川県	理事長	林 靖弘	〒926-0035	石川県七尾市八田町ヨ3 4 - 1
22	都道府県代表者	福井県	理事長	武井 風	〒918-8014	福井県福井市花堂中1丁目14-18
23	都道府県代表者	山梨県	理事長	関本 正志	〒406-0801	山梨県笛吹市御坂町成田1786-1
24	都道府県代表者	長野県	理事長	鈴木 佑輔	〒399-9211	長野県北安曇郡白馬村神城27721-389
25	都道府県代表者	岐阜県	理事長	宮本 覚道	〒501-3217	岐阜県関市下有知5055-1
26	都道府県代表者	静岡県	理事長	福島 政幸	〒416-0908	静岡県富士市柚木2 4 - 6
27	都道府県代表者	愛知県	理事長	伊藤 敏雄	〒443-0045	愛知県蒲郡市旭町8-16
28	都道府県代表者	三重県	理事長	三橋 信之	〒516-0018	三重県伊勢市黒瀬町827-3
29	都道府県代表者	滋賀県	理事長	中出 裕己	〒520-0861	滋賀県大津市石山寺2-1-7
30	都道府県代表者	京都府	理事長	八木 為総	〒621-0007	京都府亀岡市河原林町河原尻才の本14
31	都道府県代表者	大阪府	理事長	中田 和夫	〒558-0003	大阪府大阪市住吉区長居2-10-19
32	都道府県代表者	兵庫県	副会長	田中 彰子	〒671-1213	兵庫県姫路市勝原区宮田232-8
33	都道府県代表者	奈良県	理事長	宮本 光一	〒630-8131	奈良県奈良市大森町2 7 7 - 1 ルモン奈良大森4 1 7号室
34	都道府県代表者	和歌山县	理事長	門 真一郎	〒649-6571	和歌山県紀の川市上鞆湊2 0 5
35	都道府県代表者	島根県	理事長	花田 祥之	〒693-0055	島根県出雲市八島町44
36	都道府県代表者	岡山県	理事長	野上 広志	〒708-1546	岡山県久米郡美咲町大戸下835-2
37	都道府県代表者	広島県	理事長	濱本 清司	〒725 - 0022	広島県竹原市本町2 丁目11 番17 号
38	都道府県代表者	山口県	理事長	國弘 竹二	〒747-0037	山口県防府市八王子1-10-13
39	都道府県代表者	徳島県	理事長	高井 隆義	〒770-8003	徳島県徳島市津田本町5-1-23
40	都道府県代表者	香川県	理事長	小川 和郎	〒761-2305	香川県綾歌郡綾川町滝宮122-119
41	都道府県代表者	愛媛県	理事長	宮内 洋一	〒790-0966	愛媛県松山市立花6-5-10
42	都道府県代表者	高知県	理事長	山本 英嗣	〒780-8008	高知県高知市潮新町2丁目6-11
43	都道府県代表者	福岡県	理事長	篠原 孝志	〒811-4307	福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川2-4-10-204
44	都道府県代表者	佐賀県	理事長	福井 净	〒840-0016	佐賀県佐賀市南佐賀1-21-28
45	都道府県代表者	長崎県	理事長	藤井 正道	〒817-0015	長崎県対馬市厳原町西里77-4
46	都道府県代表者	熊本県	理事長	甲斐 裕規	〒861-1102	熊本県合志市須屋2745-114
47	都道府県代表者	大分県	会長	津田 貴之	〒879-5102	大分県由布市湯布院町川上3735-1
48	都道府県代表者	宮崎県	理事長	村上 英次	〒882-0802	宮崎県延岡市野地町2 丁目3 9 2 5 - 6 8
49	都道府県代表者	鹿児島県	理事長	実島 可斎	〒894-1510	鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13-4
50	都道府県代表者	沖縄県	理事長	知名江里香	〒901-2301	沖縄県中頭郡北中城村島袋1440

No.	会員種別	連盟・協会	役 職	氏 名
1		学識	会長	古城 資久
2		学識	副会長	伊差川浩之
3	関係団体代表者	全日本高校	理事長	齋藤 誠一郎
4	関係団体代表者	全日本学生	理事長	河原 美優
5	関係団体代表者	全日本実業団	理事長	杉本 好二
6	都道府県代表者	北海道	理事長	菅原 一宣
7	都道府県代表者	青森県	会長	太田 勇吉
8	都道府県代表者	岩手県	理事長	村山 幸教
9	都道府県代表者	宮城県	会長	遠藤 健太
10	都道府県代表者	秋田県	理事長	高橋 誠広
11	都道府県代表者	福島県	理事長	太田 慎也
12	都道府県代表者	茨城県	理事長	寺門 浩之
13	都道府県代表者	栃木県	理事長	荻原 明信
14	都道府県代表者	群馬県	理事長	小幡 謙
15	都道府県代表者	埼玉県	理事長	布施 勝
16	都道府県代表者	千葉県	理事長	加藤 善治
17	都道府県代表者	東京都	理事長	荒川 大介
18	都道府県代表者	神奈川県	理事長	小野 琢司
19	都道府県代表者	新潟県	理事長	相馬 満信
20	都道府県代表者	富山県	理事長	芦崎 高志
21	都道府県代表者	石川県	理事長	林 靖弘
22	都道府県代表者	福井県	理事長	武井 風
23	都道府県代表者	山梨県	理事長	関本 正志
24	都道府県代表者	長野県	理事長	鈴木 佑輔
25	都道府県代表者	岐阜県	理事長	宮本 覚道
26	都道府県代表者	静岡県	理事長	福島 政幸
27	都道府県代表者	愛知県	理事長	伊藤 教雄
28	都道府県代表者	三重県	理事長	三橋 信之
29	都道府県代表者	滋賀県	理事長	中出 裕己
30	都道府県代表者	京都府	理事長	八木 為総
31	都道府県代表者	大阪府	理事長	中田 和夫
32	都道府県代表者	兵庫県	副会長	田中 彰子
33	都道府県代表者	奈良県	理事長	宮本 光一
34	都道府県代表者	和歌山県	理事長	門 真一郎
35	都道府県代表者	島根県	理事長	花田 祥之
36	都道府県代表者	岡山県	理事長	野上 広志
37	都道府県代表者	広島県	理事長	濱本 清司
38	都道府県代表者	山口県	理事長	國弘 竹二
39	都道府県代表者	徳島県	理事長	高井 隆義
40	都道府県代表者	香川県	理事長	小川 和郎
41	都道府県代表者	愛媛県	理事長	宮内 洋一
42	都道府県代表者	高知県	理事長	山本 英嗣
43	都道府県代表者	福岡県	理事長	篠原 孝志
44	都道府県代表者	佐賀県	理事長	福井 浩
45	都道府県代表者	長崎県	理事長	藤井 正道

46	都道府県代表者	熊本県	理事長	甲斐 裕規
47	都道府県代表者	大分県	会長	津田 貴之
48	都道府県代表者	宮崎県	理事長	村上 英次
49	都道府県代表者	鹿児島県	理事長	実島 可斎
50	都道府県代表者	沖縄県	理事長	知名江里香

**貸 借 対 照 表**  
(令和7年3月31日現在)

公益社団法人日本パワーリフティング協会		(単位:円)	
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	6,089,896	4,773,943	1,315,953
未収金	840,750	280,500	560,250
流動資産合計	6,930,646	5,054,443	1,876,203
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	21,840,533	21,840,096	437
基本財産合計	21,840,533	21,840,096	437
(2)特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3)その他の固定資産			
什器備品	14,130,416	8,775,084	5,355,332
減価償却累計額	△ 9,774,984	△ 7,016,230	△ 2,758,754
ソフトウェア	75,900	115,500	△ 39,600
その他の固定資産合計	4,431,332	1,874,354	2,556,978
固定資産合計	26,271,865	23,714,450	2,557,415
資産合計	33,202,511	28,768,893	4,433,618
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	50	0	50
前受金	165,000	272,500	△ 107,500
預り金	231,148	256,773	△ 25,625
仮受金	0	2,000	△ 2,000
流動負債合計	396,198	531,273	△ 135,075
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	396,198	531,273	△ 135,075
III 正味財産の部			
1一般正味財産	32,806,313	28,237,620	4,568,693
(うち基本財産への充当額)	(21,840,533)	(21,840,096)	(437)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
正味財産合計	32,806,313	28,237,620	4,568,693
負債及び正味財産合計	33,202,511	28,768,893	4,433,618

## 財務諸表に対する注記

公益社団法人日本パワーリフティング協会

令和7年 3月31日 現在

### 1、重要な会計方針

「公益法人会計基準（平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）」を採用しています。

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法によっている。  
無形固定資産・・・定額法によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,840,096	437	0	21,840,533
	基本財産計	21,840,096	437	0	21,840,533
特定財産	特定資産計	0	0	0	0

### 3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

区分	資産の種類	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に応する額)
基本財産	基本財産預金（定期預金）	21,840,533	0	21,840,533	0
	基本財産計	21,840,533	0	21,840,533	0
特定財産	特定資産計	0	0	0	0

### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得原価	減価償却累計額	当期末残高
什器 備品	14,130,416	9,774,984	4,355,432
ソフトウェア	387,000	311,100	75,900
合計	14,517,416	10,086,084	4,431,332

### 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
R5年度JSCくじ助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	1,632,000	1,632,000	0	一般正味財産
R5年度JSC基金助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	1,819,000	1,819,000	0	一般正味財産
R6年度JSCくじ助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	4,336,000	4,336,000	0	一般正味財産
R6年度JSC基金助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	0	2,389,000	2,389,000	0	一般正味財産
スポーツ大会支援事業助成金	公益財団法人業務支援・サポート財團	0	2,000,000	2,000,000	0	一般正味財産
広島県スポーツ振興財団助成金	広島県スポーツ振興財団	0	200,000	200,000	0	一般正味財産
助成金計		0	12,376,000	12,376,000	0	一般正味財産
補助金						
補助金	公益財団法人JKA	0	5,412,307	5,412,307	0	一般正味財産
日本グランプリ	姫路市	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
補助金計		0	6,412,307	6,412,307	0	
合計		0	18,788,307	18,788,307	0	

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2.において記載している。

### 2. 引当金の明細

該当無し。

**正味財産増減計算書**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公益社団法人日本パワーリフティング協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	437	436	1
受取会費	2,485,291	2,460,000	25,291
事業収入	51,648,660	37,296,416	14,352,244
受取寄付金	398,291	2,653,238	△ 2,254,947
受取助成金	18,788,307	9,173,000	9,615,307
雑収益	5,005	5,143	△ 138
<b>経常収益計</b>	<b>73,325,991</b>	<b>51,588,233</b>	<b>21,737,758</b>
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>			
委託費	6,839,039	4,141,026	2,698,013
海外派遣費	15,212,751	13,777,076	1,435,675
諸謝金	9,097,500	5,967,000	3,130,500
印刷製本費	732,160	649,581	82,579
会議費	588,459	558,795	29,664
旅費交通費	13,607,634	10,014,481	3,593,153
通信運搬費	356,850	149,945	206,905
消耗品費	2,899,337	2,789,109	110,228
賃借料	4,180,473	1,948,316	2,232,157
減価償却費	2,758,754	2,189,832	568,922
保険料	276,429	135,801	140,628
諸会費	380,000	440,033	△ 60,033
講習会費	156,200	136,400	19,800
支払手数料	1,181,901	372,674	809,227
大会助成金	1,800,977	1,260,000	540,977
雑費	546	79,733	△ 79,187
<b>事業費計</b>	<b>60,069,010</b>	<b>44,609,802</b>	<b>15,538,395</b>
<b>【管理費】</b>			
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
会議費	0	125,822	△ 125,822
旅費交通費	369,441	369,788	△ 347
通信費	151,880	344,445	△ 192,565
賃借料	351,265	349,099	2,166
水道光熱費	96,538	81,500	15,038
接待交際費	13,189	14,627	△ 1,438
減価償却費	39,600	71,100	△ 31,500
保険料	9,290	9,290	0
諸会費	652,006	748,150	△ 96,144
消耗品費	92,771	87,332	5,439
委託費	2,572,330	3,042,740	△ 470,410
諸謝金	20,000		
リース料	21,120	21,120	0
租税公課	213,660	69,600	144,060
支払手数料	2,664,778	2,028,089	636,689
雑費	220,420	22,829	197,591
<b>管理費計</b>	<b>8,688,288</b>	<b>8,585,531</b>	<b>102,757</b>
<b>経常費用計</b>	<b>68,757,298</b>	<b>53,195,333</b>	<b>15,561,965</b>
評価損益等調整前当期経常増減	4,568,693	△ 1,607,100	6,175,793
2 計上外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
貸倒損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,568,693	△ 1,607,100	6,175,793
一般正味財産期首残高	28,237,620	29,844,720	△ 1,607,100
一般正味財産期末残高	32,806,313	28,237,620	4,568,693
II 正味財産期末残高	32,806,313	28,237,620	4,568,693

法人コード	A005083
法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引控除	合計			
	公1	共通	小計	収1	共通	小計						
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	437		437			0	0		437			
受取会費	1,242,646		1,242,646			0	1,242,645		2,485,291			
正・準会員会費収入	590,000		590,000				590,000		1,180,000			
賛助会員会費収入	652,646		652,646				652,645		1,305,291			
事業収入	44,203,017		44,203,017			0	7,445,643		51,648,660			
講習会収入	2,714,800		2,714,800				0		2,714,800			
薬物検査料	131,000		131,000				0		131,000			
公認審判員登録収入	3,098,790		3,098,790				0		3,098,790			
所属団体登録収入	1,728,500		1,728,500				0		1,728,500			
選手登録収入	8,336,857		8,336,857				7,445,643		15,782,500			
参加費収入	27,352,320		27,352,320				0		27,352,320			
その他事業収入	840,750		840,750				0		840,750			
受取寄付金	398,291		398,291			0	0		398,291			
受取助成金	18,788,307		18,788,307			0	0		18,788,307			
受取助成金	12,376,000		12,376,000						12,376,000			
受取補助金	6,412,307		6,412,307						6,412,307			
雑収益	5,005		5,005			0	0		5,005			
受取利息	3,005		3,005				0		3,005			
雑収益	2,000		2,000				0		2,000			
経常収益計	64,637,703	0	64,637,703	0	0	0	8,688,288		73,325,991			
(2) 経常費用												
【事業費】												
委託費	6,839,039		6,839,039						6,839,039			
海外派遣費	15,212,751		15,212,751						15,212,751			
諸謝金	9,097,500		9,097,500						9,097,500			
印刷製本費	732,160		732,160						732,160			
会議費	588,459		588,459						588,459			
旅費交通費	13,607,634		13,607,634						13,607,634			
通信運搬費	356,850		356,850						356,850			
消耗品費	2,899,337		2,899,337						2,899,337			
賃借料	4,180,473		4,180,473						4,180,473			
減価償却費	2,758,754		2,758,754						2,758,754			
保険料	276,429		276,429						276,429			
諸会費	380,000		380,000						380,000			
講習会費	156,200		156,200						156,200			
支払手数料	1,181,901		1,181,901						1,181,901			
大会助成金	1,800,977		1,800,977						1,800,977			
雑費	546		546						546			
【管理費】												
役員報酬						1,200,000		1,200,000				
旅費交通費						369,441		369,441				
通信費						151,880		151,880				
賃借料						351,265		351,265				
水道光熱費						96,538		96,538				
接待交際費						13,189		13,189				
減価償却費						39,600		39,600				
保険料						9,290		9,290				
諸会費						652,006		652,006				
消耗品費						92,771		92,771				
委託費						2,572,330		2,572,330				
諸謝金						20,000		20,000				
リース料						21,120		21,120				
租税公課						213,660		213,660				
支払手数料						2,664,778		2,664,778				
雑費						220,420		220,420				
経常費用 計	60,069,010		60,069,010			8,688,288		68,757,298				
当期経常増減額	4,568,693		4,568,693			0	0	4,568,693	0			
【経常外収益】												
経常外収益 計	0		0			0	0	0	0			
【経常外費用】												
経常外費用 計	0		0			0	0	0	0			
当期正味財産増減額	4,568,693		4,568,693			0	0	4,568,693				
一般正味財産期首残高									28,237,620			
一般正味財産期末残高									32,806,313			
II 正味財産期末残高	0		0				0		32,806,313			

# 令和6年度事業報告

<令和6年4月1日～令和7年3月31日>

令和7年5月1日



公益社団法人 日本パワーリフティング協会

# 令和6年度を振り返って

会長 古城 資久

令和6年度は日本パワーリフティング協会において大きな前進を見る年でした。コロナ禍を乗り切ったJPAは選手、審判員、加盟ジムの増加が顕著で、その総数は7,000に近づこうとしています。この数はコロナ前の3倍に迫る数字であり、各県大会、各ブロック大会においても参加選手の増加には目を見張るものがあります。

昨年は「選手登録はしたものの参加できる試合がない(すぐに定員いっぱいになってしまう)」という現象が地方の大会でも相次ぎ、選手に多大なご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

今年2025年は7月に兵庫県姫路市のアクリエひめじで、アジアン・アフリカン・パシフィックパワー&ベンチ選手権が開催されます。ギア、ノーギアともに全カテゴリーが開催される巨大イベントになります。さらに2027年には福岡県北九州市で世界フルギアパワーを開催せんとIPFに立候補しております。これら国際大会の誘致に加え、2024年度は多くの国際審判員が誕生したことも喜ばしい事です。競技人口の増加に伴い競技力の向上も著しく、全日本選手権の標準記録は大変高いレベルになっております。

さて、各都道府県の選手登録者数が増加するにつれ、都道府県協会に分配している選手・審判・団体登録費も金額が大きくなっています。これにつれ、その予算を付託された各都道府県協会の円滑なる運営と透明性ある運営が以前にも増して求められております。

JPA本部はスポーツ庁のガバナンスコードの遵守を基本に運営の民主化、円滑化、透明性の強化に取り組んでおり、各種監査にてもその成果は現れつつありますが、JPA登録費の約半額を運用している都道府県協会の民主化が今後は強く求められ始めました。私は以下の事項を提案します。

1. 都道府県協会の定款整備
2. 都道府県協会の事業計画、事業報告、予算、決算の作成・公表とその監査
3. 10名以上の登録選手を有する地方協会においては県大会の開催、国スポ予選の開催
4. 地方協会理事長、理事、監事の定年制（JPA理事は70歳、JPA委員会は75歳、各ブロック長、ブロック技術委員長は75歳など定年があります）。
5. 地方協会の社団法人化
6. 協会名預金通帳の口座開設
7. 地方協会ホームページの開設

少々ごった煮のような提案となりましたが、昨年もお願いしたように地方協会の民主化と健全化こそが今後のパワーリフティングの前身には肝要であると考えています。これらの計画に期限を決めて達成すべく、スケジューリングをお願いしたいと思います。

令和7年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

# 令和6年度事業報告

## 公益事業 1-1 全国的競技会の開催事業

### 1. 全国的競技会の開催

#### 1. 1 全国的競技会の実施（エクイップ・クラシック・層別カテゴリー別競技会）

##### 【エクイップ競技会】

※（ ）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和6年5月 18日～19日	第53回全日本男子パワー大会 第48回全日本女子パワー大会 第43回全日本ジュニアパワー大会 第23回全日本サブジュニアパワー大会 第42回全日本マスターズパワー大会	大阪府 大阪市	105名 (86名)
令和7年2月 15日～16日	第37回全日本ベンチ大会	広島県 広島市	272名 (289名)

##### 【クラシック競技会】

※（ ）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和7年1月 24日～26日	第26回クラシックベンチ大会 (全カテゴリー)	茨城県 つくば市	516名 (312名)
令和7年2月2 2日～2月24 日	第29回クラシックパワー大会 (一般男子・女子) 第30回クラシックパワー大会 (サブジュニア、ジュニア)	滋賀県 栗東市	294名 (235名)

##### 【層別・カテゴリー別競技会】

※（ ）内数字：前年度の参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和6年 6月2日	第33回全日本実業団ベンチ大会	千葉県 君津市	103名 (71名)
	第7回全日本教職員ベンチ大会		20名 (11名)
令和6年11月 16日～17日	第51回全日本学生パワー大会	岡山県 岡山市	85名 (91名)
令和6年 7月21日	第42回全日本高等学校パワー大会	埼玉県 さいたま市	122名 (119名)
令和6年 11月2日 ～3日	第41回全日本実業団パワー大会	兵庫県 姫路市	82名 (48名)
	第36回全日本教職員パワー大会		22名 (18名)
令和6年 3月23日	第22回全日本選抜高校パワー大会	埼玉県 さいたま市	103名 (88名)

## 1. 2 国民スポーツ大会 公開競技の実施

※ ( ) 内数字：前年度の鹿児島大会参加者数

パワーリフティング公開競技	男性	女性	合計
第79回SAGA2024国スポ [開催日：令和6年9月6日～8日]	106名 (114名)	39名 (18名)	145名 (132名)

## 1. 3 日本スポーツマスターズ記念事業2024長崎県対馬市の開催

※ ( ) 内数字：前年度の福井大会参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和6年7月 13日～15日	第29回ジャパンクラシックマスター ーズパワー大会	長崎県 対馬市	217名 (230名)

## 1. 4 日本グランプリ2024兵庫県姫路市大会の開催

※生涯スポーツ大会、( ) 内数字：前年度の姫路大会参加者数

開催日	大会名（略記）	開催地	選手数
令和6年11月 2日～3日	第3回日本グランプリ	兵庫県 姫路市	326名 (302名)

## 1. 4 健常者と障がい者の交流大会の開催

第3回日本グランプリ大会で兵庫県パラ・パワーリフティング選手権大会を併催、障がいのある10名が参加した。

### 主催競技会の運営に関する施策について

#### 【実施結果】

##### (1) 各種競技会の適正な運営と進行

全国的競技会においては、アンチドーピング講習会の受講、出場標準記録取得日等の出場要件を厳格にチェックし、不正な手段を用いての大会出場を阻止するなど適正な競技会運営に努めた。また、陪審員、審判員、テクニカルコントローラーを対象としたルールクリニックで、最新ルールの確認を行うことで審判員及び関係者の技術平準化を図った。

##### (2) 国際大会へ派遣する選手の選考方法

国際大会派遣選手選考規程及び国際大会への選手団派遣規程を見直しと厳正な適用を行い、トラブルのない選手選考及び選手団派遣に務めた。

##### (3) 選手の健康対策、事故防止に向けた医科学情報の入手と啓発

感染対策、熱中症対策、怪我対策、過度な減量への注意等について取りまとめた健康対策方針を策定し、ホームページで周知を行った。しかしながら、本年度の普通傷害保険請求件数は1件であり、前年度より1件増加している。

### 組織基盤の確立に関する施策

#### 【実施結果】

### **(1) 各種規程類の見直し**

スポーツ庁ガバナンスコードに基づき、引き続きスポーツ法務に精通する顧問弁護士とともに各種規程類の改訂を行った。

### **(2) ガバナンス講習会の実施**

審判員、都道府県役員（代表者、理事、監事、事務局長等）、選手等の本協会関係者全般を対象として、以下の内容を中心としたガバナンス講習会を実施した。

（開催日：令和7年2月17日・18日 開催方法：ZOOMオンライン会議）

- SNS利用の際の法的注意点
- ハラスメントに関する法的問題

## **加盟組織の基盤強化・充実に向けた施策**

### **【実施結果】**

- 各地方協会とは、機会を捉え、未組織の状況にある協会や各県スポーツ協会への加盟等を含めた働きかけを行っている。
- 社員総会やガバナンス勉強会などを通し、加盟団体とのコミュニケーション強化を推進した。その結果、兵庫県協会及び群馬県協会が一般社団法人の、東京都協会が特定非営利活動法人の法人格を取得し組織基盤の強化を図ることができた。

## 公益事業 1－2 國際的競技会等への選手・役員の派遣事業

### 【実施結果】

#### (1) 国際大会への派遣

日付	大会名	開催地	参加人数
5月5日～11日	アジアエクイップパワーリフティング選手権 アジア大学クラシック・エクイップパワーリフティング選手権大会	香港 特別行政区	5人
5月21日～6月1日	世界クラシック&エクイップ ベンチプレス選手権大会	アメリカ 合衆国	94名
6月15日～23日	世界クラシックオープン パワーリフティング選手権大会	リトアニア 共和国	12名
7月5日～13日	アジアパシフィックアフリカ パワーリフティング&ベンチプレス選手権大会	南アフリカ 共和	7名
8月28日～9月8日	世界クラシック&エクイップ サブジュニア・ジュニア パワーリフティング選手権大会	マルタ共和国	34名
9月21日～28日	アジアクラシック&エクイップ ベンチプレス選手権大会	キルギス 共和国	13名
10月5日～13日	世界クラシック&エクイップ マスターズパワーリフティング選手権大会	南アフリカ 共和国	19名
11月11日～16日	2024世界パワーリフティング大会選手権（一般） ※Equipped	アイスランド	11名
12月1日～10日	アジアクラシックパワーリフティング選手権大会 ※Classic	ウズベキスタン	36名

#### (2) 日本選手団の安心・安全な派遣

国際的な人の移動が安定した環境下、本協会は選手強化及び国際交流の促進を目的とし、国際大会への選手及び国際審判員の積極的な派遣を実施した。派遣に際しては、近年の国際情勢を踏まえつつ、選手の安全と健康を最優先とした派遣体制を構築及び運用するため、外務省の海外安全ホームページで危険レベルが4の国地域への派遣は中止とするほか、旅レジ登録、健康診断書の事前提出、本協会が指定する渡航保険加入を義務付けている。

## 公益事業 1－3 競技指導者養成の推進事業

### 【実施結果】

#### (1) 「スポーツ指導者」の育成

「公認パワーリフティングコーチ1養成講習会」を開催し、指導者の資質向上と競技力のレベルアップを目指し、体系的な知識・技能の普及に努めた。

開催日：令和6年12月21日（土）22（日）

参加者：146名

主な内容：筋生理学、ドーピング防止、救急救命実技と応急処置、実技研修

#### (2) 「生涯健康指導士」の育成

育成講習会については、都合により中止とした。

#### (3) 公認審判員の育成

「3級審判講習会の開催と公認審判員試験」に基づいて、関係者へのルールの認知と資格取得者のすそ野を広げるとともに、既存の資格取得者へは上位資格の取得をさせるため、全国的競技会にて昇格試験を実施した。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 3級審判員取得         | 115名（前年83人） |
| ② 2級審判員から1級審判員へ昇級 | 4名（前年5人）    |
| ③ 3級審判員から2級審判員へ昇級 | 19名（前年23人）  |

### 公益事業1－4 ドーピング根絶に向けたアンチ・ドーピング活動の継続的な実施事業

#### 【実施結果】

##### (1) ドーピング検査の実施

全日本パワーリフティング選手権大会（大阪府）、ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会（茨城県）、全日本ベンチプレス選手権大会（広島県）の3競技会において、N F R e p（エヌエフレップ）を派遣し検査を実施した。

検査結果：ドーピング違反は検出されなかった。

##### (2) ドーピング防止に関する活動の充実

###### ① Webオンライン講習会の開催

11回、1418名参加（前年度11回、994人参加）

###### ② 対面講習会の開催

18回、155名（前年度18回、304人参加）

合計 1,573名

オンライン（1418名）		
4月27日	オンラインアンチドーピング講習会1	87名
5月25日	オンラインアンチドーピング講習会2	91名
6月22日	オンラインアンチドーピング講習会3	107名
7月27日	オンラインアンチドーピング講習会4	104名

8月24日	オンラインアンチドーピング講習会5	96名
9月28日	オンラインアンチドーピング講習会6	268名
10月19日	オンラインアンチドーピング講習会7	141名
11月30日	オンラインアンチドーピング講習会8	172名
12月27日	オンラインアンチドーピング講習会9	154名
1月18日	オンラインアンチドーピング講習会10	122名
2月8日	オンラインアンチドーピング講習会11	76名
対面講習（155名）		
5月17日～ 18日 (2回)	第53回全日本男子パワー大会、第48回全日本女子パワー大会第43回全日本ジュニアパワー大会、第23回全日本サブジュニアパワー大会、第42回全日本マスターズパワー大会（大阪府堺市）	20名
7月12～ 14日 (3回)	第29回ジャパンクラシックマスターズパワー大会（長崎県対馬市）	38名
9月5日～7 日 (3回)	SAGA国スポ公開競技（佐賀県基山町）	25名
11月1日～ 2日 (2回)	第3回日本グランプリ（兵庫県姫路市）	15名
1月23日～ 25日 (3回)	第26回ジャパンクラシックベンチプレス大会（茨城県つくば市）	31名
2月14日～ 15日 (3回)	第37回全日本ベンチ大会（広島県広島市）	19名
2月21日～ 3月23日 (3回)	第29回クラシックパワー大会 (一般男子・女子) 第30回クラシックパワー大会 (サブジュニア、ジュニア) (滋賀県栗東市)	7名

### （3）競技会運営での救援活動

医師や看護師の競技会配置とAED設置会場の選定、救急医療機関の事前確認を基本に、万一の事態に備えた。「新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン」廃止後も健康安全対策ガイドラインを策定して、引き続き安心・安全な競技会運営に努めた。

## **公益事業 1－5 広報活動の充実・情報流通の推進事業**

### **【実施結果】**

- ・広報部員を増員し、解説を入れた生配信や優勝者インタビューを取り入れる等、大会のYouTube配信の充実に努めた。
- ・ホームページの構成変更、情報量増加を図り、JPA情報のタイムリーな発信とコンテンツの内容充実に努めた。
- ・テレビ放送局からの問い合わせには応諾し、積極的な情報発信に努めた。
- ・外部媒体の書籍へ毎月記事の投稿を行い、大会情報等の積極的発信に努めた。

## 令和 6年度事業報告 附属明細書

令和 6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

公益社団法人日本パワーリフティング協会

## 監 査 報 告

公益社団法人日本パワーリフティング協会

会長 古城 資久 殿

令和 7 年 5 月 1 日

監事 辻 恵、



監事 安原 敏



私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2. 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 法人の基本情報

法人の名称	公益社団法人日本パワーリフティング協会	
設立登記日	平成25年4月1日	
法人の目的	この法人は、我が国におけるパワーリフティング競技を統括し、かつ代表する団体としてパワーリフティング競技の普及及び振興を図り、もって国民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県 兵庫県	市区町村番地等 赤穂市加里屋98番地16

## 運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

### (1) 社員の数その他の状況

社員の数	51人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	第5条、第6条、第8条～10条、第13条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	定款第6条に「この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。」と規定しているが、承認に関する特別な定めはなく、基本的には、この法人の目的に賛同し事業の実施に協力する個人、法人であれば誰でも入会可能な体制となっている。また、定款第13条で「正会員及び名誉会員の承認」を社員総会の承認事項としている。
社員の議決権に関する定款の条項	第17条
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

### (2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)		
	(うち常勤)		うち、退職手当の額		
理事	15人	0人		0円	円
監事	2人	0人		0円	円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(5) 職員について

職員の数	2人	うち常勤	2人
------	----	------	----

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和6年6月1日	計算書類承認の件、正会員承認の件、選手登録費改訂の件
理事会	令和6年5月9日	事業報告、計算書類承認の件、定時社員総会招集の件、賛助会員承認の件、他
理事会	令和6年5月31日	令和6年度表彰者審査委員会審査結果答申の件
理事会	令和6年6月14日	ワールドクラシックパワー大会助成金支出基準承認の件
理事会	令和6年7月2日	賛助会員承認の件、見舞金支出承認の件、大会実働理事への謝金支払い承認の件、他
理事会	令和6年8月22日	賛助会員承認の件、規程類改訂承認の件、コーチ資格取扱の件、他
理事会	令和6年9月19日	2027年世界オープンパワー大会誘致応募承認の件、技術委員会人事承認の件、他
理事会	令和6年10月24日	ガバナンスコードの件、規程類改訂承認の件、実働理事への謝金支払い承認の件、他
理事会	令和6年11月1日	利益相反取引承認の件
理事会	令和7年1月7日	役員改選準備の件、役員選考委員会承認の件、学識理事・監事の理事会推薦承認、他
理事会	令和7年2月10日	規程類改訂承認の件
理事会	令和7年2月14日	大会実働理事への謝金支払い承認の件
理事会	令和7年3月21日	事業計画・予算承認の件、国スポの件、全国大会出場標準記録見直しの件、他

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア： 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	安原 徹
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合で あって、費用及び損失 の額又は収益の額が1 億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する 監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	

(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	
-------------------	---	--

イ:会員等について(注3)

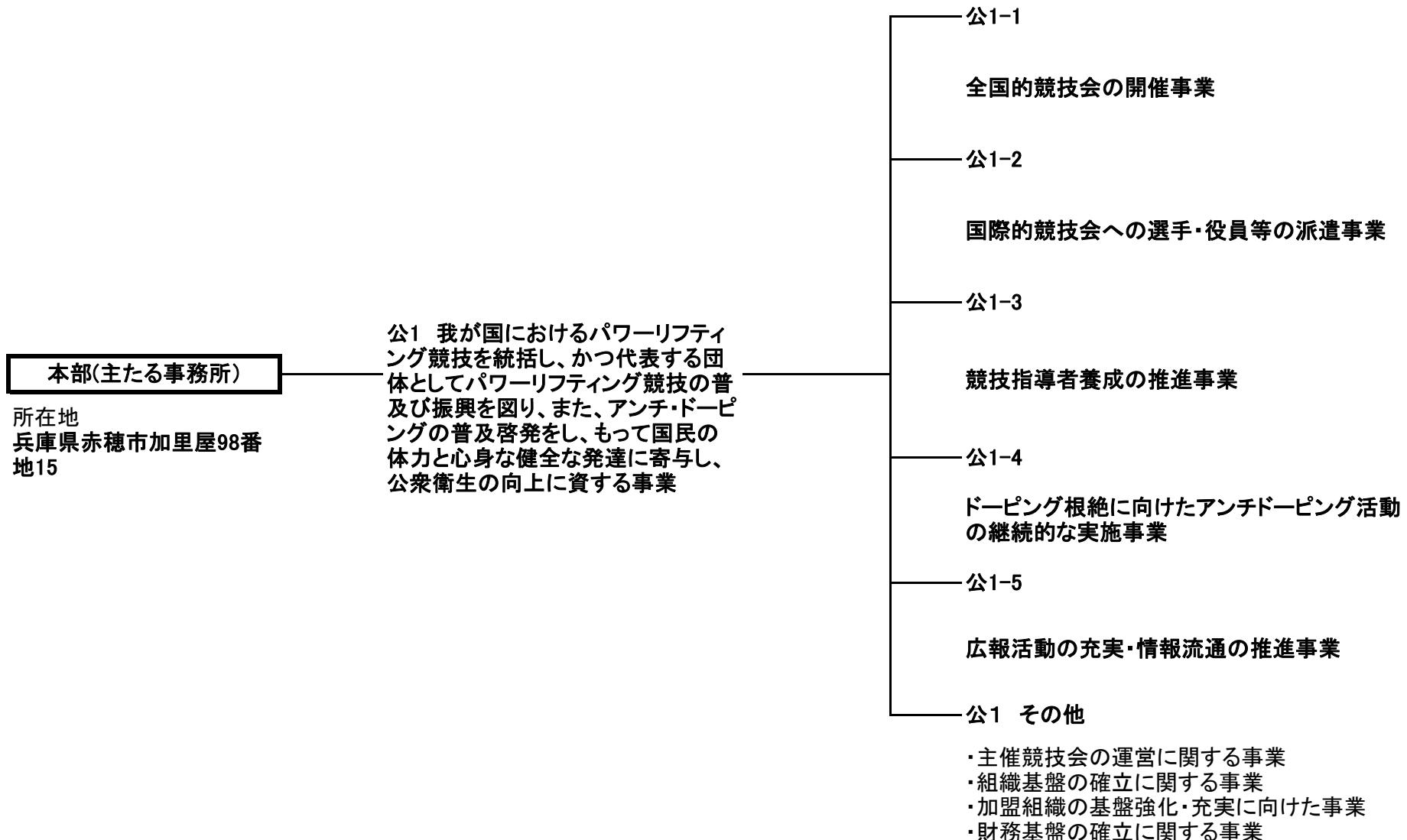
会員等区分の名称	会員の数
正会員	51人
名誉会員	14人
賛助会員	11人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めてい るときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

# 公益社団法人日本パワーリフティング協会 事業・組織体系図



事業 年度	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日	法人コード 法人名	A005083 公益社団法人日本パワーリフティング協会
----------	--------	-----------------------	--------------	--------------------------------

### 事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

#### (1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	398,291 円	うち個人から	63,000 円
		うち法人から	335,291 円

#### (2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	3,442 円
-------------	---------

#### (3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	33,202,511 円	負債額	396,198 円
		期末純資産額	32,806,313 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	円

#### (4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない	当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)		
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容					
他の団体の名称	財産の名称				
			%		
			%		

上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要としま

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

#### (5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無
--------------	---

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

#### (6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	有	リスク軽減策の有無	有
------------	---	-----------	---

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフ

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄 - 3欄 + 4欄 - 5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1	2	3	4	5	6	
公		円	円	円	円	0 円
公		円	円	円	円	0 円
計		0 円	0 円	0 円	0 円	

第二段階 7欄  
(収入)へ

第二段階 7欄  
(費用)へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:	
計画:	

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	64,637,703 円	60,069,010 円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	64,637,703 円	60,069,010 円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	円	円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	11	円	
その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	12	円	
合計(9欄～12欄)	13	64,637,703 円	60,069,010 円
			4,568,693 円

第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入 - 費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入 - 費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

当該剰余金4,568,693円は当該事業年度で購入した公益目的保有財産5,355,332円で消費した。

事業 年度	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日	法人コード 法人名	A005083 公益社団法人日本パワーリフ
----------	--------	-----------------------	--------------	--------------------------

### [別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表]

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1	60,069,010	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	68,757,298	円
公益目的事業比率(1欄 ÷ 2欄)	3	87.4	%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	4	60,069,010	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	9	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄 ~ 11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	60,069,010	円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) 欄より)	14	0	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	19	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄 ~ 21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0	円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) 欄より)	24	8,688,288	円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) 欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) 欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) 欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) 欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) 欄より)	29	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5) 欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) 欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄 ~ 31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	8,688,288	円

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本バワーリフティング協会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

### 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

### 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

### 融資に係る費用額(別表B(3)より)

### 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

### 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

合計

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

**【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2**

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

**事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)**

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額											8,688,288	68,757,298	

**土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)**

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**融資に係る費用額(別表B(3)より)**

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)**

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)**

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)**

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)**

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)**

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
												0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**合計**

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,688,288	68,757,298	
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.6%	100.0%	

## 別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自 令和6年4月1日	法人コード	A005083
至 令和7年3月31日	法人名 公益社団法人日本パワーリフティング協会		

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。  
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいます。

### 1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		
流動資産計	1	6,930,646 円
固定資産	2	26,271,865 円
控除対象財産(別表C(2)から転記)	3	0 円
その他の固定資産 4欄-2欄	4	26,271,865 円
固定資産計 5欄-1欄	5	33,202,511 円
資産計		

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	396,198 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額 35欄	9	円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
負債計 26欄	11	396,198 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	円
指定正味財産の額 33欄	13	円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	32,806,313 円
正味財産計	15	32,806,313 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	33,202,511 円

### 2. 遊休財産額の保有上限額(= 公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	60,069,010 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	60,069,010 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

### 3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	33,202,511 円
負債 11欄	26	396,198 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	26,271,865 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄 (0以下の場合は0)	30	6,534,448 円

### 4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

#### 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	26,271,865 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円
指定正味財産の額 13欄	33	0 円
31欄-32欄-33欄	34	26,271,865 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	396,198 円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	32,806,313 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

### [判定結果]

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	60,069,010 円
遊休財産額 30欄	41	6,534,448 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会	

## 【別表C(2) 控除対象財産】

法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

### 1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産	共用財産
		事業番号			期首	期末		
1	基本財産 定期預金	三菱東京UFJ銀行品川駅前支店	公	運用益を公益目的事業の財源として使用している。	21,840,096 円	21,840,533 円		
			1					%
2	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	公	公益目的事業の用に供している。 バックボード等	1,758,853 円	4,355,431 円		
		バックボード等	1					%
計(A)					23,598,949 円	26,195,964 円		

### 2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
		事業番号			期首	期末	
1	什器備品	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。 ラック		1 円	1 円
		ラック					%
2	ソフトウェア	兵庫県赤穂市加里屋98-16	管	管理運営の用に供している。 管理システム	115,500 円	75,900 円	
		管理システム					%
計(B)					115,501 円	75,901 円	

### 3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産
				期首	期末		
		公		円	円		
計(C)				0 円	0 円		

### 3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	
				円	円	
計(C)				0 円	0 円	

### 4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円

計(D)		0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業 番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益のみ。1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業 番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益以外。1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業 番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益のみ。1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業 番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益以外。1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(F)				0 円	0 円

控除対象財産の額(A~Fの合計)	期首	期末
	23,714,450 円	26,271,865 円

<参考値>

公益目的の3から6の財産の合計額	期首	期末
	0 円	0 円

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

### 別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表

事業 年度	自	令和6	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
	至	令和7	年	3	月	31	日	法人名	法人 日本パワーリフティ

別表C(2) 控除対象財産における1. 公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記載してください。

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

〔別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)〕

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業 年度	自	令和6	年 4 月 1 日	法人コード	A005083
	至	令和7	年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

## 役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計					法人会計	
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
					競技普及事業													
1	監事	辻 恵	600,000	従事割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000	
2	監事	安原 徹	600,000	従事割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000	
3		その他の理事、監事は全て無報酬																
役員等の報酬 計			1,200,000								0						0	1,200,000

記載要領 : 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業 年度	自	令和6	年	4	月	1	日	法人コード	A005083
	至	令和7	年	3	月	31	日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

#### **使用人を兼務する理事の給料手当**

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

#### 使用人を兼務する理事以外の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

給料手当計

給料手当計

記載要領：下表の水色欄( )部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

**【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費】**

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業 年度	自 至	令和6年4月1日	法人コード	A005083
		令和7年3月31日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計					法人会計
		費用の名称	費用の額		公1 競技普及事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	
1	委託費	委託費	9,411,369	使用割合	6,839,039						6,839,039						0 2,572,330
					72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0 27.3%
					6,839,039	0	0	0	0	0	6,839,039	0	0	0	0	0	0 2,572,330
2	旅費交通費	旅費交通費	13,977,075	使用割合	13,607,634						13,607,634						0 369,441
					97.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 2.6%
					13,607,634	0	0	0	0	0	13,607,634	0	0	0	0	0	0 369,441
3	通信運搬費	通信運搬費	508,730	使用割合	356,850						356,850						0 151,880
					70.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 29.9%
					356,850	0	0	0	0	0	356,850	0	0	0	0	0	0 151,880
4	消耗品費	消耗品費	2,992,108	使用割合	2,899,337						2,899,337						0 92,771
					96.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 3.1%
					2,899,337	0	0	0	0	0	2,899,337	0	0	0	0	0	0 92,771
5	賃借料	賃借料	4,531,738	使用割合	4,180,473						4,180,473						0 351,265
					92.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 7.8%
					4,180,473	0	0	0	0	0	4,180,473	0	0	0	0	0	0 351,265
6	諸会費	諸会費	1,032,006	使用割合	380,000						380,000						0 652,006
					36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 63.2%
					380,000	0	0	0	0	0	380,000	0	0	0	0	0	0 652,006
7	保険料	保険料	285,719	使用割合	276,429						276,429						0 9,290
					96.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 3.3%
					276,429	0	0	0	0	0	276,429	0	0	0	0	0	0 9,290
8	支払手数料	支払手数料	3,846,679	使用割合	1,181,901						1,181,901						0 2,664,778
					30.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 69.3%
					1,181,901	0	0	0	0	0	1,181,901	0	0	0	0	0	0 2,664,778
9	減価償却費	減価償却費	2,798,354	使用割合	2,758,754						2,758,754						0 39,600
					98.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	98.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 1.4%
					2,758,754	0	0	0	0	0	2,758,754	0	0	0	0	0	0 39,600
10	諸謝金	諸謝金	9,117,500	使用割合	9,097,500						9,097,500						0 20,000
					99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.2%
					9,097,500	0	0	0	0	0	9,097,500	0	0	0	0	0	0 20,000
ページ 合 計		48,501,278		41,577,917							41,577,917						0 6,923,361

記載要領：下表の水色欄( )部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業 年度	自 令和6 年 4 月 1 日	法人コード	A005083
	至 令和7 年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人 日本パワーリフティング協会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計					法人会計		
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計		
					競技普及 事業	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
11	雑費	雑費	220,966	使用割合	546	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	546	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	220,420	
					546	0	0	0	0	0	546	0	0	0	0	0	0	99.8%	
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
	ページ 合 計		220,966		546						546						0	220,420	

別表H(1) 当該事業年度末日における  
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A005083
	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本パワーリフティング協会

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残額}$$

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

$$\begin{aligned} &\text{前事業年度末日の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} \\ &= \text{当該事業年度末日の公益目的増減差額} \end{aligned}$$

## 1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄 + 14欄 - 20欄。マイナスの場合は零)	1	6,482,730 円
--	---	-------------

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載しま

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	4,511,052 円
-------------------	---	-------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
数損益: 値益: 寄付を受けた財産の額	3	398,291 円
計 算 書: 交付を受けた補助金等	4	18,788,307 円
( ) 公益目的事業に係る対価収入	5	44,203,017 円
益 収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
事 社員が支払った経費の額	7	1,242,646 円
会 計: 公益目的保有財産の運用益等	8	437 円
( ) (5欄に参入した額を除く)		
上 の 公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
そ の 他 の 数 値: 公益目的保有財産に係る調整額(22欄 - 21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
3欄 ~ 12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	5,005 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄 ~ 13欄の合計)	14	64,637,703 円

当該事業年度の公益目的事業費等		
数損益: 値益: 公益目的事業費の額(財産の評価損等の調整後の額)	15	60,069,010 円
計 算 書: 15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
( ) 15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
公 益 15欄 ~ 17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価	18	円
事 業 会 計: 上の		
そ の 他 の 数 値: 公益目的保有財産に係る調整額(21欄 - 22欄)(マイナスの場合は零)	19	2,597,015 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄 ~ 19欄の合計)	20	62,666,025 円

## 2. 公益目的保有財産

当該事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	26,195,964 円
---------------------------------------	----	--------------

【参考数値】

前事業年度末における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	23,598,949 円
(うち) 認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

## 3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末における公益目的取得財産残額(1欄 + 21欄。マイナスの場合は零)	24	32,678,694 円
---	----	--------------

**別表H(2) 当該事業年度中の  
公益目的増減差額の明細**

事業 年度	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日	法人コード 法人名	A005083 公益社団法人日本パワーリ フティング協会
----------	--------	-----------------------	--------------	------------------------------------

**1. 寄附を受けた財産**

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

**[公益目的増減差額に加算されないもの]**

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類(寄附規定、募集要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの

**[公益目的増減差額に加算されるもの]**

名称	使途の定めの内容	金額
寄付金	特に定めはない	398,291円
		円
合計		398,291円

**2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】**

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

**[公益目的増減差額に加算されないもの]**

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

**[公益目的増減差額に加算されるもの]**

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のため に使用する金額
受取会費	2,485,291 円	1,242,646 円
	円	円
合計	2,485,291 円	1,242,646 円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
定期預金	預金利息	437 円
		円
	合計	437 円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
	合計	0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途(公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
	合計	0 円

# 納 稅 証 明 書

(その4 滞納処分を受けたことのない証明用)

住 所 (納税地) 兵庫県赤穂市加里屋98番地16

氏 名 (名 称) 公益社団法人 日本パワーリフティング協会

代 表 者 氏 名 代表理事 古城 資久

自 令和 6年 4月 1日 間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。  
至 令和 7年 3月 31日

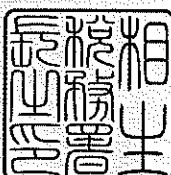
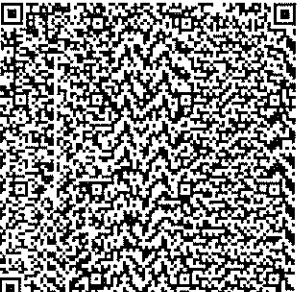
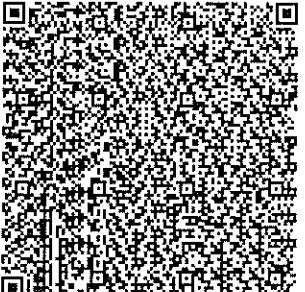
以 下 余 白

徴管(証明) 第 000007 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 7年 4月 9日 相生税務署長

財務事務官 吉本 則行



# 納税証明書(2)

県  
税

交付番号 第 25080000051号  
1/1 頁

赤穂市 加里屋 98番地16

所  
在  
地

名  
称  
各  
(公社) 日本パワーリファイング協会

## 記

- 令和4年4月9日から証明日の前日までに、兵庫県税およびこれに付隨する延滞金等について、  
滞納処分を受けたことはありません。  
以下余白
- 2.
- 3.

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和7年4月9日

兵庫県西播磨県民局長  
(龍野県税事務所発行) 振  
印

清内 な し 言 正 日 月 曆

この用紙はすり等の「不正防止」処置をしています

納税義務者	住所	赤穂市加里屋98番地16
氏名	アリガチ	日本パワーファイング協会

記	考
市税に未納の額（納期未到来額を除く）が無い事を証明する。	備

赤税收証 第  
2号

上記のとおり相違ないことを証明します。



令和7年4月8日

全體

兵庫県赤穂市長

正松

※この証明書はすり等の不正防止処置を施しております。  
※この証明書は黒の電子公印を使用しています。

確認書

令和 7 年 6 月 11 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

法人の名称 公益社団法人日本パワーリフティング協会  
代表者の氏名 代表理事 古城 資久

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 22 条第 1 項に規定する書類を提出するに際し、当法人は下記の事項を確認しました。

記

認定法第 6 条第 5 号に規定する欠格事由に該当しないこと

## 賛助会員規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の定款第5条第1項第3号に規定される賛助会員について定める。

### 第2条（賛助会員）

本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の発展を援助しようとする個人、法人又は法人でない団体（以下「団体」という。）は、定款に基づいて本協会の賛助会員になることができる。

### 第3条（登録手続と承認）

- 1 本協会の賛助会員になることを希望する者は、所定の申込書を本協会に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書が提出された場合、財務委員会は、理事会での審議に必要な申込者に関する情報を収集し、意見を付して理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会において登録を承認するか否かを審議し、登録を承認された申込者に対しては、財務委員会よりその旨通知するとともに、登録手続等に関する案内を行う。

### 第4条（年度会費）

- 1 前条第3項の通知を受けた申込者は、賛助会員年度会費を、本協会指定の方法で定められた期日までに納入しなければならない。
- 2 賛助会員が納入すべき定款第7条に規定する会費（年度会費）は、次のとおりとする。
  - (1) 個人賛助会員は、年額5,000円（一口あたり）とする。
  - (2) 団体賛助会員は、年額50,000円（一口あたり）とする。
  - (3) 法人賛助会員は、年額100,000円（一口あたり）とする。
- 3 定められた期日までに前項の年度会費の納入がない場合、前条第3項の理事会承認は取り消されるものとする。
- 4 申込者は、第1項の年度会費を納入した時に、本協会の賛助会員と認定され、財務委員会は申込者に認定証を交付する。

### 第5条（特典）

- 1 賛助会員には、次の特典が与えられる。
  - (1) 自らの宣伝広告において、本協会の賛助会員であることを表示すること
  - (2) 本協会のホームページ及び大会プログラム等に賛助会員であることを掲載すること
- 2 本協会は、個人賛助会員から納入された年度会費の半額を、当該個人賛助会員が所属する都道府県パワーリフティング協会における公式協議会の主催又は主管のために必要な費用その他都道府県パワーリフティング協会の運営のために用いるものとする。

### 第6条（会員資格の継続）

- 1 入会した賛助会員の有資格期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 前項の資格継続のために賛助会員が納入すべき年度会費は、次のとおりとする。
  - (1) 個人賛助会員は、年額5,000円（一口あたり）とする。
  - (2) 団体賛助会員は、年額50,000円（一口あたり）とする。
  - (3) 法人賛助会員は、年額100,000円（一口あたり）とする。
- 3 前項の年度会費は、毎年度4月末日までに別に定める所定の会員継続申請書に添えて納めなければならない。
- 4 財務委員会は、賛助会員に対して、会員継続申請書等の必要な書類とともに、毎年度末である3月31日までに翌年度の継続年度会費の納入に関する案内を行うものとする。

#### 第7条（会員資格の失効）

- 1 賛助会員は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、賛助会員の資格を失うものとする。
  - (1) 定められた期日までに、継続年度会費の納付がない場合
  - (2) 協会の名誉を傷つける行為又はこの協会の目的に違反する行為があった場合
- 2 賛助会員が前項各号のいずれかに該当する場合、財務委員会の報告に基づいて理事会において資格失効に関する決議を行い、財務委員会は速やかに当該賛助会員に資格失効に関する案内を行う。
- 3 資格を失効した場合、前項の理事会決議の日から第5条の特典を失うものとする。

#### 第8条（退会）

- 1 賛助会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を財務委員会あてに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する退会届を受領した場合、財務委員会は理事会に報告しなければならない。
- 3 賛助会員が年度の途中で退会する場合、理由の如何に関わらず、既に納付済みの年度会費は返還しないものとする。この場合、在籍期間に応じた割引等の特典はない。前条第3項の規定により、資格を失効した場合も同様とする。

#### 第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年5月17日に改訂し、同年4月1日に遡って施行する。
- 3 この規程は、平成26年10月31日に改訂し、同年11月1日から施行する。

- 4 この規程は、平成30年12月14日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年9月14日に改訂し、同日から施行する。
- 6 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日から施行する。

## 会員の入会手続き、会費等に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の定款第6条の規定に基づく会員の入会手続き、定款第7条に基づく入会金及び会費、定款第8条の規定に基づく会員の退会手続き等について必要な事項を定めるものである。

### 第2条（適用範囲）

- 1 この規程の対象は、定款第5条第1項第1号に規定される正会員とする。
- 2 定款第5条第1項第3号に規定される賛助会員の入会手続き等については、賛助会員規程によるものとする。

### 第3条（国籍条件）

- 1 前条第1項に規定する正会員は、日本国籍を有する者とする。
- 2 本協会は、前条第1項に規定する正会員及び正会員として入会を希望する個人又は団体（以下、総称して「入会希望者」という。）の国籍内容を確認するために、必要により、いつでも必要な書類の提出を求めることができる。

### 第4条（入会の手続き）

- 1 定款第5条第1項第1号（ウ）に規定される正会員として入会を希望する個人は、本協会会長あてに本協会が定める様式の次の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。
  - (1) 入会申請書
  - (2) 経歴書
  - (3) 2名の正会員の推薦状
- 2 定款第5条第1項第1号（ア）及び（イ）に規定される正会員として入会を希望する団体は、本協会会長あてに次の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を得なければならぬ。
  - (1) 入会申請書
  - (2) 団体規約又は事業概要
  - (3) 役員名簿
- 3 前2項において、提出された書類に不備があった場合、本協会は、入会希望者に対し、期間を定めて再提出を求ることとし、指定した期日までに提出されなかつた場合、入会申請はなかつたこととする。

### 第5条（資格審査条件）

理事会は、前条の規定による正会員の入会申請があつた場合又は第7条第4項で規定する継続申請があつた場合、入会又は継続の可否につき、第3条に規定する条件のほか、次の条件により決定する。

- (1) 本協会の除名処分、解任処分、永久追放処分を受けた者でないこと
- (2) 本協会の期間を定めた処分を受けた者の場合、その期間経過後 2 年間を経過していること
- (3) 本協会の活動目的・方針に賛同するとともに、事業活動に協力し支援する会員としてふさわしいと認められる個人、法人又は法人でない団体であること

#### 第 6 条（資格審査の結果通知）

本協会は、入会の可否に関する結果を入会希望者に通知する。

#### 第 7 条（有資格期間及び継続申請）

- 1 入会した正会員の有資格期間は、毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。
- 2 年度の途中で入会した場合の期間は、入会した年度の年度末 3 月 31 日までとする。
- 3 有資格期間中において、第 4 条第 2 項第 2 号で規定される団体の規約、役員名簿等が変更になった場合、新たに本協会の会長あてに提出しなければならない。
- 4 正会員のうち、入会資格の継続を希望する者は、毎年度 4 月末日までに、別に定める所定の書類を本協会に提出しなければならない。

#### 第 8 条（入会金）

- 1 定款第 7 条に規定する本協会の入会金は、100,000 円とする。
- 2 第 6 条の規定に基づいて入会を認められた入会希望者は、指定された期日までに入会金及び次条の年度会費を本協会に納入しなければならない。期日までに、入会金及び年度会費の全額が納入されなかった場合、入会に関する理事会の承認は取り消され、入会の申請は初めからなかったものとする。

#### 第 9 条（年度会費）

- 1 定款第 7 条に規定する正会員会費（年度会費）は、年額 50,000 円とする。
- 2 前項の年度会費は、毎年度 4 月末日までに別に定める所定の方式で納めなければならない。
- 3 理事会は、会員から所定の書類を受理した場合、当該会員に対して、資格継続の可否についての結果を通知する。

#### 第 10 条（退会）

- 1 会員が年度の途中で退会しようとする場合、記名及び捺印をした退会届を本協会会長あてに提出しなければならない。
- 2 会員が年度の途中で退会する場合、既に納付済みの入会金及び年度会費は、理由の如何に関わらず、返還等の措置は一切行わない。

#### 第 11 条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会において協議の上、解決を図るものとする。

## 第12条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第8条第1項及び第9条第1項に規定する金額の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

### <附則>

- 1 この規程は、平成30年12月14日に制定し、同年8月16日に遡って施行する。
- 2 この規程は、令和2年6月13日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月30日に改訂し、同日より施行する。